

古紙パルプ含有率80%再生紙を使用 R280

政 府

新型感染症

第2弾 緊急対策

政府は3月10日、第19回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、第2弾の緊急対策を決定した。それによると、総額約4300億円の財政措置と総額約1兆6000億円規模の金融措置を講じ、感染拡大の防止に取り組みとともに、資金繰りや雇用維持などの支援策を実施する。

主な対策は、①感染拡大防止策と医療提供体制の整備(総合的なマスク対策やPCR検査体制の強化など)、②学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応(保護者の休暇取得支援など)、③事業



資金繰りや雇用対策

金融措置1・6兆円

日 商

中小企業への支援策

政府に対し緊急提言

日本商工会議所(三村明夫会頭)は3月6日、新型コロナウイルス感染症対策における「中小企業支援に関する緊急提言」をまとめ、政府の対策本部長(内閣総

理大臣)をはじめ、同副本部長(内閣官房長官・厚生労働大臣)、経済産業大臣などに提出し、対応策を要請した。

これまでも政府に中小企業・小規模事業者の意見・要望を伝えていたが、新型コロナウイルス感染症の経済活動への影響が深刻化していることなどを考慮し、改めて緊急提言を取りまとめたもの。

主な内容は、当面の対応策として感染拡大防止・早期収束に向けた果敢な対応や資金繰り支援(セーフティネット機能の強化)、事業環境の整備、雇用・労働対策など。資金繰り支援に関して

は、日本政策金融公庫などによる金融措置により、同感染症特別貸付制度の創設(5000億円規模)や金利引き下げを行い、特に中小企業・小規模事業者などには、実質的に無利子・無担保の資金繰り支援を実施する。

また、信用保証協会によるセーフティネット保証4号(100%保証)・5号(80%保証)、危機関連保証(100%保証)のほか、商工組合中央金

経 産 省

下請との取引

一層の配慮を要請

経済産業省は3月10日、新型コロナウイルスの影響を受けている下請など中小企業との取引について、一層の配慮を行うように、大臣名で関係団体(1142団体)を通じて親事業者に要請した。

他省庁所管の業界団体に対しては、その主務大臣と連名で同様の要請を順次行っている。

要請内容は、次の通り。

給要件の緩和や小学校などの臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援、新卒者の採用の支援、時間外労働の上限規制適用への柔軟な対応など。加えて、令和2年度の最低賃金について、引き上げ凍結を視野に入れた上で、経営実態を踏まえ適正な水準を決定するよう求めた。

さらに、新型コロナウイルスの影響により、全国の様々な業種・業態の中小企業などが、大幅な売り上げ減少など打撃を受けているとし、追加的な経済対策を実行するとともに、事態収束後に向け、需要喚起策など大胆な経済対策を検討・準備するよう要請した。

東 商 会

東商が緊急要望

東京商工会議所(三村明夫会頭)は3月10日、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、東京都に対する10項目からなる緊急要望を取りまとめ、公表した。

日商の緊急提言と同

経 産 省

金融相談窓口を設置

支援策のパンフ作成

経済産業省は3月11日、政府の緊急対応策・第2弾に基づき「中小企業金融相談窓口」(直通03・3501・1544)を開設し、資金繰りを含む各種相談を受け付けている。

経産省は3月13日、新型コロナウイルス感染症の影響で中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、既に実施しているセーフティネット保証に加え、危機関連保証に追加コストの負担を行うこと

▽迅速・柔軟な支払いの実施Ⅱ既定の支払い条件にかかわらず、支払い期日・方法について改めて協議し、速やかな支払いや前金払いなどの柔軟な支払いに努めること

▽発注の取り消し・変更への対応Ⅱ発注の取り消しまたは数量・仕様などの変更を行う場合には、十分な協議を行い、下請事業者の損失を与えないよう、最大限の配慮を行うこと

厚 労 省

休暇取得など支援

特例助成を新設

厚生労働省は新型コロナウイルス感染症対策として、「時間外労働等改善助成金」(4月1日以降、「働き方改革推進支援助成金」に名称変更)の「テレワークコース」と「職場意識改善コース」を新設する。

▽要件Ⅱ新規にテレワークを導入し、実際に実施した労働者が1人以上いること

▽取得率Ⅱ対象経費の4分の3で、1企業当たり上限額は50万円(事業規模30人以下かつ労働能力の増進に資する設備・機器などの経費が30万円を超える場合は5分の4を助成)

▽申請問い合わせ先Ⅱ①はテレワーク相談センター(0120・91・6479)、②は東京労働局雇用環境・均等部助成金係(03・6893・1100)

2年度新卒者など

採用選考で配慮を

内閣官房や文部科学・厚生労働・経済産業各省は3月13日、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度卒業・修了予定者などの就職・採用活動に関して、特段の配慮を行うよう要請した。

具体的には、企業説明会開催の必要性を改めて検討し、開催する場合に

厚 労 省

雇用調整助成金

特例措置を追加

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症による企業の事業活動への影響が懸念される中、雇用調整助成金の特例措置について追加措置を実施することにした。

追加の特例措置は、①雇用保険被保険者期間がどの初日が1月24日から7月23日までの

6か月未満の労働者(新卒採用者など)も助成対象とする、②過去に同助成金を受給していた事業主に対する受給制限を廃止する(前回の支給対象期間満了日から1年を経過していない場合も助成し、通常の支給制限日数1年間100日と3年間で通算150日までは別枠で、受給可能)。

休業手当などの助成率については、大企業の場合2分の1、中小企業の場合3分の2(上限額は労働者1人1日当たり8330円)。

追加措置は、休業日などの初日が1月24日から7月23日までの

運輸 点描

新型コロナウイルス感染症は依然として終息の目途が立たず、感染拡大に警戒を要する状況にある。これに伴い経済活動の停滞が長引く中で、企業経営者が懸念するのは、従業員などへの感染はもちろんだが、景気への影響だろう。一時的な悪化で済みそうになく、どの程度落ち込むかが気になるところ。トラック輸送においては既に昨秋以降、輸送需要が減退傾向にあり、その中で新型コロナウイルスが直撃し、先行きに警戒感を持たざるを得ない状況だ。

強まる輸送動向への懸念

求荷求車情報ネットワークWebKITの運用状況によると、成約運賃指数は昨年9月以降、前年同月を下回る水準で推移している。

昨年10月の消費税率引き上げを前に、駆け込み需要により輸送需給がタイトになり、運賃指数の上昇が見込まれていたが、結果は前年より低い水準にとどまった。年末繁忙期の12月も同様だ。運賃指数自体は、慢性的な運転者不足などを背景として、以前に比べて高い水準にあるとはいえない。既に今年2月まで6か月連続で前年より低い水準にあり、企業経営者には心配な状況だ。

この3月は例年なら、年度末繁忙期で求車需要が増大し、運賃指数はハネ上がるはずだったが、新型コロナウイルスに伴う経済活動の停滞で果たしてどうなるか。例年とはかなり異なった様相になることを想定せざるを得ない。日通総合研究所の企業

KIT運賃指数、低下傾向 新型コロナウイルスの影響で需要減

物流短期動向調査(4半期ごとの動向)によると、国内出荷量の荷動き指数(実績)は、昨年1〜3月期、同4〜6月期とも前期比で大幅な低下となり、同7〜9月期はやや戻したものの、同10〜12

月期は再び悪化した。いずれも当該期の実績が、調査時点での次期見通しを下回っており、事前の予想を上回る悪化傾向を辿っている。

一般トラックの利用指数については、昨年6〜9月期は横ばいだが、同10〜12月期は10%以上の悪化となった。今年1〜3月期はやや戻り改善するとの見通しだったが、新型コロナウイルスの影響でこの見通しをかなり下回るの

審議会に諮問され、早ければ4月中もしくはゴールデンウィーク明けの5月上旬にも答申が出され、国土交通大臣が告示する運びとなる見通しだ。事業法の改正は、慢性的な不足状態にあるトラック運転者の労働条件の改善を図ることを目的に行われたが、その改善を図るための方策として、標準的な運賃が告示されることになったものだ。

ただ、今回の新型コロナウイルスで景気悪化への懸念が強まる中で、告示のタイミングとしては、芳しいとは言えない状況だ。荷主企業も景気悪化で余裕がなくなり、運賃交渉どころの話ではなくなるおそれがある。とはいえ、国交大臣が告示するのだから、厳しさが予想される運賃交渉を下支えする効果は期待できるのではない。

東労局など申し合わせ

来春
都高校新卒者採用
推薦開始 9月5日

東京労働局は3月6日、学校関係団体や経営者団体と行った「令和3年3月東京都高等学校卒業予定者の応募・選考等に関する申し合わせ」を公表した。2月に開催された元年度の都高等学校就職問題検討会議で、推薦・選考の開始時期や「全国高等学校統一用紙」を使用し

中小企業成長促進法案 閣議決定

政府は3月10日、経済産業省所管「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案(中小企業成長促進法案)」を閣議決定した。

高齢化の進展に伴い、多くの中小企業経営者が引退期に直面しつつあるが、後継候補者が現経営者の経営者保証の存在を理由に承継を拒否するなど、経営者保証が事業承継の支障となる事態が生

事業承継時の経営者保証の解除支援など

経営者保証の解除支援としては、承継時に経営者保証なしの債務に借り換えるに当たり、経営者保証を不要とする信用保証制度(経営承継借換関連保証)を追加する(既存の保証限度枠とは別に、特例として2億8000万円保証)。

また、中小企業が他の事業者から事業用資産・株式を取得して事業承継(第三者承継)するに当たり、経営者保証なしでM&A資金などを調達できるように信用保証制度(経営承継準備関連保証)を拡充する。

成長環境の整備に関しては、円滑な事業拡大を促進するため、地域経済牽引事業計画の承認を受けた中小企業が、事業拡大により中小企業者要件に該当しなくなった場合でも、計画期間中は同計画による支援を継続する特例を措置する。

東京都・中小企業振興公社

TDM対応 支援助成金

18日から25日まで。中小企業者やその団体などを対象に、TDM対応の物流対策に要する経費の一部を助成し、取り組みを支援するもの。

助成対象期間は、4月1日から9月30日まで(4月1日に遡及して助成)。助成率は対象経費の2分の1以内。上限額は、専門家による調査・コンサルティングや倉庫借り上げなどの場合100万円、システム導入・改修の場合500万円(その他費用とあわせて申請する場合でも、上限額は500万円)。

このほど募集要項を公表したもので、受付期間は第1期が4月1日から20日まで、第2期が5月18日から25日まで。

厚生労働省は、各労働局および労働基準監督署・ハローワークへの各種届け出や申請などについて、電子申請や郵送提出などを呼びかけている。年度末や年度初めは、各種申請などの来庁者が混雑することから、新型コロナウイルス感染症防止のため、電子申請などを促し

厚生労働省は、各労働局および労働基準監督署・ハローワークへの各種届け出や申請などについて、電子申請や郵送提出などを呼びかけている。年度末や年度初めは、各種申請などの来庁者が混雑することから、新型コロナウイルス感染症防止のため、電子申請などを促し

矢崎の デジタコ・ドラレコ

今お使いのバックアイカメラの
映像を録画できます!

詳しくは、今すぐお電話を!

矢崎エナジーシステム 特約販売店
世田谷サービス株式会社
本社 03-5727-1600 (担当・青木)
板橋(営) 03-5916-3557 (担当・倉持)
ホームページ http://www.setagaya-yss.co.jp
E-mail: postmaster@setagaya-yss.co.jp

全ト協

輸送キャンセルなど
経営への影響を調査

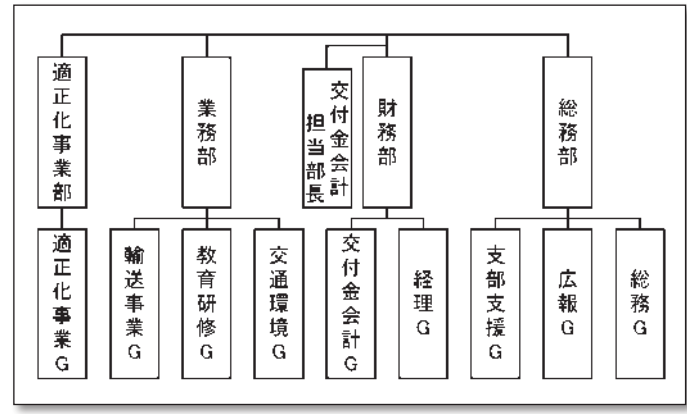
全日本トラック協会は、このほど、会員事業者を対象に、新型コロナウイルスの影響による「トラックのキャンセル等状況調査」を実施した。国土交通省から緊急要請を受け、WEBアンケートにより、実施したもの。

東ト協・本部事務局

4月1日に
組織改正

東京都トラック協会は4月1日、本部事務局の組織改正を行い、新体制に移行する。組織改正は、東ト協が掲げる「会員のための協会」の実現に向けて、本部事務局の組織機能を強化するとともに、効率的かつ高品質な業務運営体制を構築することを目的に実施するもの。

具体的には、組織図の通り。現行の1室10部17課を再編し、4部9グループ体制に移行する。



「会員のための協会」実現へ
4部9グループ体制に移行

「会員のための協会」実現へ4部9グループ体制に移行

東ト協は、令和2年度第41回「ドライバー・コンテスト」を例年より1か月早い6月に実施する。これに伴い、4月に出場者の募集を行う。申し込み期間は4月6日から27日まで。

東ト協は、令和2年度第41回「ドライバー・コンテスト」を例年より1か月早い6月に実施する。これに伴い、4月に出場者の募集を行う。申し込み期間は4月6日から27日まで。

東ト協会長の諮問機関である東京都交付金事業審議委員会はこのほど、第103回委員会を画面審議により行い、平成31年度交付金事業実施計画の変更案と、令和2年度同事業実施計画案などを承認した。

今年度計画の変更は、コスト削減努力などにより、一般事業と中央出捐への充当額が約7億7200万円となり、計画額より約9400万円減少

東京都交付金
事業審議委員会

東ト協会長の諮問機関である東京都交付金事業審議委員会はこのほど、第103回委員会を画面審議により行い、平成31年度交付金事業実施計画の変更案と、令和2年度同事業実施計画案などを承認した。

今年度計画の変更は、コスト削減努力などにより、一般事業と中央出捐への充当額が約7億7200万円となり、計画額より約9400万円減少



東ト協
2年度計画案を承認
今年度計画を一部変更

東ト協は、令和2年度第41回「ドライバー・コンテスト」を例年より1か月早い6月に実施する。これに伴い、4月に出場者の募集を行う。申し込み期間は4月6日から27日まで。

東ト協は、令和2年度第41回「ドライバー・コンテスト」を例年より1か月早い6月に実施する。これに伴い、4月に出場者の募集を行う。申し込み期間は4月6日から27日まで。

東ト協は、令和2年度第41回「ドライバー・コンテスト」を例年より1か月早い6月に実施する。これに伴い、4月に出場者の募集を行う。申し込み期間は4月6日から27日まで。

東ト協は、令和2年度第41回「ドライバー・コンテスト」を例年より1か月早い6月に実施する。これに伴い、4月に出場者の募集を行う。申し込み期間は4月6日から27日まで。

東ト協
第41回ドラコン
出場選手を募集

東ト協は、令和2年度第41回「ドライバー・コンテスト」を例年より1か月早い6月に実施する。これに伴い、4月に出場者の募集を行う。申し込み期間は4月6日から27日まで。

東ト協は、令和2年度第41回「ドライバー・コンテスト」を例年より1か月早い6月に実施する。これに伴い、4月に出場者の募集を行う。申し込み期間は4月6日から27日まで。

東ト協は、令和2年度第41回「ドライバー・コンテスト」を例年より1か月早い6月に実施する。これに伴い、4月に出場者の募集を行う。申し込み期間は4月6日から27日まで。

東ト協は、令和2度第41回「ドライバー・コンテスト」を例年より1か月早い6月に実施する。これに伴い、4月に出場者の募集を行う。申し込み期間は4月6日から27日まで。

東ト協は、令和2年度第41回「ドライバー・コンテスト」を例年より1か月早い6月に実施する。これに伴い、4月に出場者の募集を行う。申し込み期間は4月6日から27日まで。

東ト協は、令和2年度第41回「ドライバー・コンテスト」を例年より1か月早い6月に実施する。これに伴い、4月に出場者の募集を行う。申し込み期間は4月6日から27日まで。

東ト協は、令和2年度第41回「ドライバー・コンテスト」を例年より1か月早い6月に実施する。これに伴い、4月に出場者の募集を行う。申し込み期間は4月6日から27日まで。

東ト協は、令和2年度第41回「ドライバー・コンテスト」を例年より1か月早い6月に実施する。これに伴い、4月に出場者の募集を行う。申し込み期間は4月6日から27日まで。

東ト協は、令和2年度第41回「ドライバー・コンテスト」を例年より1か月早い6月に実施する。これに伴い、4月に出場者の募集を行う。申し込み期間は4月6日から27日まで。

東ト協は、令和2年度第41回「ドライバー・コンテスト」を例年より1か月早い6月に実施する。これに伴い、4月に出場者の募集を行う。申し込み期間は4月6日から27日まで。

東ト協は、令和2年度第41回「ドライバー・コンテスト」を例年より1か月早い6月に実施する。これに伴い、4月に出場者の募集を行う。申し込み期間は4月6日から27日まで。

東ト協は、令和2年度第41回「ドライバー・コンテスト」を例年より1か月早い6月に実施する。これに伴い、4月に出場者の募集を行う。申し込み期間は4月6日から27日まで。

東 ト 協

環境委員会

2年度事業計画案を承認

GEP活動・SDGs 積極的に取り組み推進

東京都トラック協会環境委員会(青柳保之委員長)はこのほど、令和元年度第3回委員会を、環境対策の進捗状況に関する報告を了承するとともに、

2年度「環境対策の推進」事業計画案を承認した。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面審議したもの。

環境対策の進捗状況に

環境対策の進捗状況に

環境対策の進捗状況に

環境対策の進捗状況に

環境対策の進捗状況に

環境対策の進捗状況に

環境対策の進捗状況に

環境対策の進捗状況に

環境対策の進捗状況に



青柳委員長

東 ト 協

経営教育委員会

東ト協経営教育委員会(内宮昌利委員長)はこのほど、令和元年度第2回委員会を、書面審議により、2年度事業の方針や内容などについて承認した。新型コロナウイルスの拡大防止の観点から、書面審議したもの。

来年度事業について

来年度事業について

来年度事業について

来年度事業について

来年度事業について

来年度事業について

来年度事業について

来年度事業について

来年度事業について

2年度事業内容を承認

経営改善や人材養成など

人材養成

人材養成

人材養成

人材養成

人材養成

人材養成

人材養成

人材養成

東 ト 協

第2回 経営者及び実務者セミナー

東ト協は3月3日、令和元年度第2回「経営者及び実務者セミナー」を開催し、時間外労働上限規制など労働法制改正への対応をテーマにした講演が行われた。

東ト協は3月3日、令和元年度第2回「経営者及び実務者セミナー」を開催し、時間外労働上限規制など労働法制改正への対応をテーマにした講演が行われた。

東ト協は3月3日、令和元年度第2回「経営者及び実務者セミナー」を開催し、時間外労働上限規制など労働法制改正への対応をテーマにした講演が行われた。

東ト協は3月3日、令和元年度第2回「経営者及び実務者セミナー」を開催し、時間外労働上限規制など労働法制改正への対応をテーマにした講演が行われた。

東ト協は3月3日、令和元年度第2回「経営者及び実務者セミナー」を開催し、時間外労働上限規制など労働法制改正への対応をテーマにした講演が行われた。



時間外・上限規制 対応などテーマに

東ト協はこのほど、引越シーズンに当たり、「引越」に関する事前相談や苦情相談などに対応する窓口として、東ト協各支部の輸送相談所(連絡先など)を紹介するとともに、「引越」に関する消費者向けQ&Aを掲載している。

東 ト 協

引越相談チラシ 消費者センターに配布

引越に関する事前相談や苦情相談などに対応する窓口として、東ト協各支部の輸送相談所(連絡先など)を紹介するとともに、「引越」に関する消費者向けQ&Aを掲載している。

全 ト 協

2年度 ドライバーなど 安全教育訓練促進助成

全日本トラック協会は、令和2年度「ドライバー等安全教育訓練促進助成事業」を実施する。トラックドライバーや安全運転管理者などの安全教育訓練の受講促進を図るため、受講料を助成している。

全日本トラック協会は、令和2年度「ドライバー等安全教育訓練促進助成事業」を実施する。トラックドライバーや安全運転管理者などの安全教育訓練の受講促進を図るため、受講料を助成している。

全日本トラック協会は、令和2年度「ドライバー等安全教育訓練促進助成事業」を実施する。トラックドライバーや安全運転管理者などの安全教育訓練の受講促進を図るため、受講料を助成している。

全日本トラック協会は、令和2年度「ドライバー等安全教育訓練促進助成事業」を実施する。トラックドライバーや安全運転管理者などの安全教育訓練の受講促進を図るため、受講料を助成している。

全日本トラック協会は、令和2年度「ドライバー等安全教育訓練促進助成事業」を実施する。トラックドライバーや安全運転管理者などの安全教育訓練の受講促進を図るため、受講料を助成している。

全日本トラック協会は、令和2年度「ドライバー等安全教育訓練促進助成事業」を実施する。トラックドライバーや安全運転管理者などの安全教育訓練の受講促進を図るため、受講料を助成している。

4月から受付

東ト協は、令和2年度「ドライバー等安全教育訓練促進助成事業」を実施する。トラックドライバーや安全運転管理者などの安全教育訓練の受講促進を図るため、受講料を助成している。

東ト協は、令和2年度「ドライバー等安全教育訓練促進助成事業」を実施する。トラックドライバーや安全運転管理者などの安全教育訓練の受講促進を図るため、受講料を助成している。

東ト協は、令和2年度「ドライバー等安全教育訓練促進助成事業」を実施する。トラックドライバーや安全運転管理者などの安全教育訓練の受講促進を図るため、受講料を助成している。

東ト協は、令和2年度「ドライバー等安全教育訓練促進助成事業」を実施する。トラックドライバーや安全運転管理者などの安全教育訓練の受講促進を図るため、受講料を助成している。

全 ト 協

2年度 インターンシップ 導入促進支援事業

全日本トラック協会は、令和2年度「インターンシップ導入促進支援事業」を実施する。これに伴い、東ト協は4月から助成申請の受付を行う。全ト協は業界における人材確保対策として、高等学校や大学などの学生がトラック運送業界の職場体験を行う「インターンシップ」制度の導入を進めており、同制度導入の事業者に対して助成している。

全日本トラック協会は、令和2年度「インターンシップ導入促進支援事業」を実施する。これに伴い、東ト協は4月から助成申請の受付を行う。全ト協は業界における人材確保対策として、高等学校や大学などの学生がトラック運送業界の職場体験を行う「インターンシップ」制度の導入を進めており、同制度導入の事業者に対して助成している。

全日本トラック協会は、令和2年度「インターンシップ導入促進支援事業」を実施する。これに伴い、東ト協は4月から助成申請の受付を行う。全ト協は業界における人材確保対策として、高等学校や大学などの学生がトラック運送業界の職場体験を行う「インターンシップ」制度の導入を進めており、同制度導入の事業者に対して助成している。



内宮委員長

東ト協経営教育委員会(内宮昌利委員長)はこのほど、令和元年度第2回委員会を、書面審議により、2年度事業の方針や内容などについて承認した。新型コロナウイルスの拡大防止の観点から、書面審議したもの。

来年度事業について

来年度事業について

来年度事業について

来年度事業について

来年度事業について

来年度事業について

来年度事業について

来年度事業について

令和2年春の
全国交通安全運動

4月6日～15日

「子供をはじめ歩行者」
安全確保を重点に

政府の中央交通安全対策会議交通対策本部の決定に基づき、令和2年春の全国交通安全運動が4月6日から15日までの10日間、実施される。期間中の「交通事故死ゼロを目指す日」は4月10日。運動の全国重点は、①

事業用貨物車
死亡事故23%増

警察庁の交通事故統計によると、事業用貨物自動車第一当事者の死亡事故件数(軽貨物車を除く)は、今年2月末累計で43件と前年同期比8件(22・9%)増加している。車種別にみると、大型車が25件で同5件(25・0%)多い。中型車は9件で1件(10・0%)少ないが、準中型車は8件で前年同期の2倍に増加している。普通車は1件で前年同期と同数。なお、中型・準中型・普通の3車種合計では18件で同3



国土交通省が策定した実施計画によると、事業用自動車関係では運転者の体調急変に伴う事故や、過労運転・睡眠不足による事故の防止に向けて、適切な運行管理を徹底することなど11項目を重点として、安全運行の徹底を図る方針。

交通事故統計
2月末累計

全ト協 実施計画

追突・交差点事故
防止など重点に

全日本トラック協会は、2年春の全国交通安全運動の実施計画を策定した。それによると、事業用トラックによる飲酒運転事故の増加や事故の過半数を追突事故が占め、かつ死亡事故の3割が交差点で発生している現状を踏まえ、重点・重点推進項目として計10項目を掲げ、運動に取り組む方針。

①飲酒運転の根絶②全ト協制作「飲酒運転防止

対策マニュアル」などを活用し、運転者に対する適切な指導監督を行うとともに、アルコール検知器を使用した厳正な点呼を実施する。

②追突事故および交差点における事故の防止③全ト協制作「トラック追突事故防止マニュアル」や「トラック交差点事故防止マニュアル」などを活用したセミナーを全国展開するとともに、運転者への指導教育を促す。また、「衝突被害軽減ブレーキ装置」の搭載車や

車載カメラ装着車両の普及を促進する。
〔重点推進項目〕
③子供と高齢者の交通事故防止
④夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
⑤携帯・スマートフォン

の使用禁止の徹底
⑥高速道路における事故の防止
⑦トラクタ事故の防止
⑧健康起因事故の防止
⑨過労運転などの防止
⑩「WEB版ヒヤリハット集」を活用した安全意識の高揚

国交省

『ご当地ナンバー』

5月11日交付開始

4月13日から事前申し込みを開始する。料金は4月上旬を目途に公表する予定。
東京都内の新たな地域名表示は、「江東」「葛飾」「板橋」の3地域。詳細は、国交省ホームページを参照。

違反別 営業用トラック関与の交通事故

令和2年2月末
(年間累計)

	安全不確認	前方不注意	交差点安全確認	歩行者妨害	一時停止不停止	ハンドル無視	信号無視	徐行違反	右左折	その他	計
大型	1	18	10	3	0	0	1	3	0	8	43
関与事故件数	17	7	4	0	0	1	3	0	0	18	50
(前年比)	+6	-3	±0	±0	±0	±0	+3	±0	±0	-4	+2
中型	1	16	9	6	2	1	1	1	0	11	47
関与事故件数	17	6	6	2	1	1	1	0	0	26	60
(前年比)	-3	-9	+1	+1	+1	±0	-2	±0	±0	+7	-4
準中型	1	29	20	9	2	0	2	1	0	19	82
関与事故件数	27	19	14	2	0	2	1	0	0	38	103
(前年比)	+1	+3	+5	±0	±0	-4	±0	±0	±0	-1	+4
普通・軽	1	67	22	19	5	5	5	1	0	25	149
関与事故件数	70	19	22	5	5	5	1	0	0	84	211
(前年比)	+7	-9	-19	+2	+1	-3	-4	±0	±0	+4	-21
合計	1	130	61	37	9	6	9	6	0	63	321
関与事故件数	131	51	46	9	6	9	6	0	0	166	424
(前年比)	+11	-18	-13	+3	+2	-7	-3	±0	±0	+6	-19
死者数	大型貨物車(1当)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中型貨物車(1当)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	準中型貨物車(1当)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	普通・軽貨物車(1当)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注：営業用貨物車の関与事故件数は、第1または第2当事者のどちらかが営業用貨物車であった事故の件数をいう。ただし、第1および第2当事者がともに営業用貨物車であった事故は件数を1件とする。
※表中の(前年比)は、関与事故件数のもの。

営業用トラック関与の交通事故の特徴

「青だけど 車は私を
見てるかな!」

令和2年2月末現在の都内全域の交通事故発生件数(本年累計)は4,536件で、前年同期比454件減少し、死者数は26人で同6人の増加となった。
営業用貨物車の関与事故(「違反別」表の下段「注」参照)発生件数(本年累計)は424件で、前年同期比

19件減少し、死者数は0人で同1人の減少となった。
事故類型別では、右左折時の車両相互事故が52件で、前年同期比13件減少し、死者数は0人だった。
違反別では、安全不確認による関与事故件数が131件で、前年同期比11件の増加となっている。

中央防災会議
融雪出水期に向け
防災態勢の強化を

中央防災会議(会長・内閣総理大臣)は3月10日、全日本トラック協会などに對し、「融雪出水期における防災態勢の強化について」を通達し、関係機関と緊密に連携し、防災態勢を一層強化するよう求めた。

今後、気温上昇に伴う雪崩や落雪の発生、大雪後の融雪に伴う出水による河川の氾濫や土砂災害の発生が懸念されるため、気象に関する情報の収集・伝達の徹底などに努めるよう促している。

大切なものを大切に運ぶために
万が一の安心補償と安全推進サポートで
トラックの未来を支えます

明日へ!
未来を守る「運ぶ」を
支える
応援団

Bright future for every child

明日へ!
未来を守る

●トラックの自動車事故損害賠償と交通事故防止●
関東交通共済協同組合
http://www.kankokyo.or.jp

〒160-0023
東京都新宿区西新宿7-21-20
TEL.03-5337-1750 FAX.03-5337-1765

新型感染症

緊急対応策・第3弾 新たな融資措置実施

東京都



の一環として、影響を受ける中小企業などに対する支援策を拡充し、既に実施している「新型コロナウイルス感染症緊急融資」などの融資とあわせて、資金繰り支援を強化する。

〈緊急借換〉

▽融資対象は「新型コロナウイルス感染症の影響により、最近3か月の売り上げまたは今後3か月の売り上げ見込みが、昨年12月以前の直近同期比で5%以上減少などの要件を満たす中小企業または組合」

▽資金使途は「運転資金」

▽借換対象は「現在借り入れている東京信用保証協会の保証付き融資」

▽融資限度額は2億8000万円(無担保8000万円)

具体的には、既存の保証付き融資の借り換え、元本返済の据え置き期間を設定することで、実質的に返済猶予が可能となる融資メニューとして「新型コロナウイルス感染症緊急借換(緊急借換)」を新設。あわせて、資金繰りが逼迫している事業者に対し、緊急的に対応する制度融資メニューとして「危機対応融資」を新設し、3月17日から実施している。

東京都は3月12日、第12回「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催し、緊急対応策(第3弾)を決めた。

都は2月に、401億円規模の令和元年度・2年度補正予算を編成し、続いて感染拡大防止へ「集中的取組期間」を展開したが、国による緊急対応策(第2弾)を踏まえ、第3弾の対応策を取りまとめたもの。

今回の対応策は「当面の都および都民・企業等の行動指針」「緊急対応策」「国への緊急要望」の3つを柱としたもの。

このうち、緊急対応策

さらに、企業が雇用調整助成金申請などを行う場合、必要となる就業規則の改正や労使協定の変更、各種申請書作成などについて、専門家によるサポートを行う。

全ト協

新型コロナウイルス感染症の企業影響 「激甚災害融資」公募

全日本トラック協会は3月19日から、「新型コロナウイルス感染症による企業への影響」を激甚災害に準じる事象とし、事業者への影響を受けている事業者を対象に、中央近代化基金「激甚災害融資」の推薦申し込みを公募している。

公募期間
7月31日まで

公募推薦枠は10億円。公募期間は7月31日まで。各都道府県トラック協会を通じて、申し込みを受け付ける。融資推薦対象は、今回の新型コロナウイルス感染症により、事業に影響を受けている貨物自動車運送事業者と、その共同体または持株会社(ただし、各都道府県ト協に加入し、商工組合・中央金庫またはその代理店と取引資格がある者)で、新型コロナウイルスの影響により、運送収入または輸送トン数について、直近の2か月の実績または今後2か月の見込みが、前年同期比10%以上の減少が見込まれる事業者。対象資金は、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者の経営安定の確保を目的とした事業の再建、または正常な操業維持に必要な運転資金。

国・交省

引越レンタカー使用 通達を一部改正

国土交通省自動車局は3月6日、貨物自動車運送事業者の引越シーズンにおけるレンタカー使用の取扱いについて「通達」の一部改正した。

改正概要は、引越輸送用車両届出証を「引越輸送用車両使用証」に改めるとともに、レンタカーの増車が事業計画変更の認可申請を伴う場合、標準処理期間にかかわらず、できる限り迅速に処理することとした。

また、事業の許可基準に適合しない保有車両数5台未満の営業所に該当する場合、対象としないことにした。

向 動 ファイル

◇2月分◇

リンピック競技大会開催時の交通需要マネジメント(TDM)など交通対策に関する合同説明会を開催する(13日)

●政府、国土交通省所管の「道路法等の一部を改正する法律案」を閣議決定する。改正案は新たな特殊車両通行許可制度の創設などを内容とするもの。今通常国会で成立すれば、あらかじめ国交大臣に登録した車両が、通行可能な区間を通行する場合、許可を受けることなく通行できるようにする(4日)

●厚生労働省・経済産業省、中小企業・小規模事業者を対象とした第1回「働き方改革対応合同チーム」合会を開催する。今年4月から、中小企業に対しては時間外労働の罰則付き上限規制(一般則・年720時間以内)が適用されることに伴い、円滑な対応を図るため設置する(6日)

●日本海事協会、国土交通省創設の「運送者職場環境良好度認証制度」の認証実施団体として、その愛称を「働きやすい職場認証制度」と決定する(6日)

●政府・関係省庁、府系金融機関などに対し、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、影響を受ける中小企業などの資金繰りに配慮するよう要請する(7日)

●東京都トラック協会・東京・豊島・台東各支部、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催時の交通需要マネジメント(TDM)など交通対策に関する合同説明会を開催する(13日)

●東京労働局、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、特別労働相談窓口を設け、労務・労働条件などに関する各種相談に対応する(14日から)

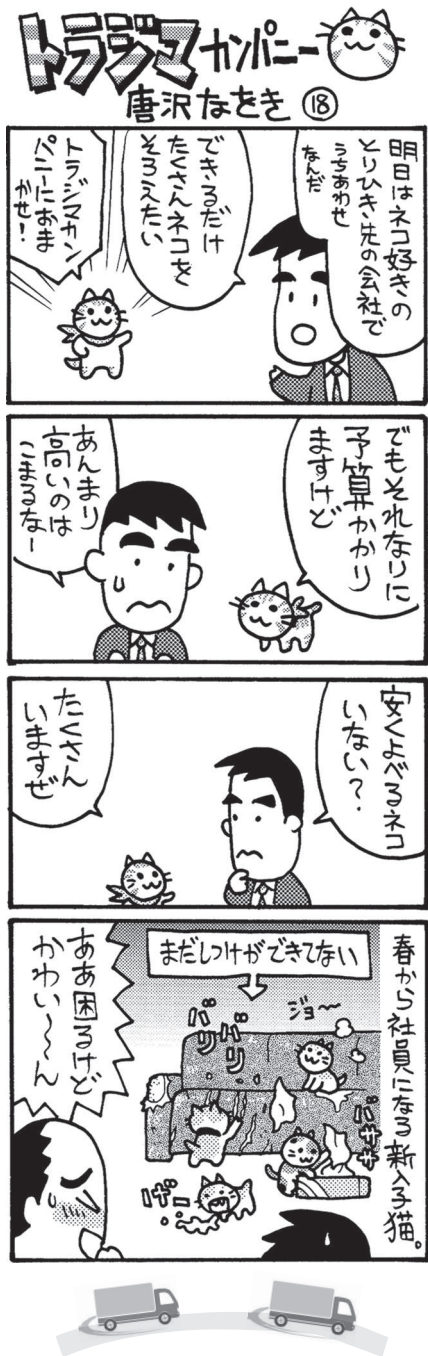
●政府、第13回「新型コロナウイルス感染症対策本部」を開催し、対策の基本方針を決定する。その後、全国的なスポーツやイベントなどの中止・延期、および小・中学校などの臨時休業を相次いで要請する(25日)

●東ト協、事務局役員に対し、新型コロナウイルス感染症対策について指示し、感染防止に努めるよう求める(25日)

●国土交通省、改正貨物自動車運送事業法に基づき、新たに導入される「標準的な運賃の告示」に関して、運輸審議会に諮問する。実運送事業者の標準的な原価などを基準として算定した、貸切(チャーター)輸送の距離制・時間制運賃案などを諮問したもので、4月2日の公聴会を経て、早ければ4月中旬にも答申が出される見通し(26日)

●国土交通省自動車局、台風の来襲など異常気象時における「輸送の目安」に関して通達する(28日)

●国交省、新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮し、令和元年度第2回運行管理者試験(3月1日予定)の中止を発表する(28日)



日本橋地下化計画で 別線整備案を具体化へ

国土交通省や東京都など構成する「首都高都心環状線の交通機能確保検討会」は、現行の東京高速道路(KK線)は、大型車通行の上で耐荷重やカーブ区間の幅員不足などの問題があり、環状機能をもつように維持するかが課題になっている。

このため、環状線の交通機能確保に関する検討会を、対象区間やルート案などが検討されているが、現行の東京高速道路(KK線)は、大型車通行の上で耐荷重やカーブ区間の幅員不足などの問題があり、環状機能をもつように維持するかが課題になっている。

首都高都心環状線 交通機能確保検討会

関する中間とりまとめを行った。

日本橋区間地下化計画に関しては別の検討会で、対象区間やルート案などが検討されているが、現行の東京高速道路(KK線)は、大型車通行の上で耐荷重やカーブ区間の幅員不足などの問題があり、環状機能をもつように維持するかが課題になっている。

時間外労働 上限規制・一般則

運転者以外の 従業員が対象

働き方改革関連法に基づき、時間外労働の罰則付き上限規制・一般則が4月1日以降、中小企業に適用される。

昨年4月に、まず大企

中小企業に対し 4月以降、適用

業を対象に一般則が適用され、これに続き中小企業にも適用されるもの。

一般則の時間外労働の上限は、特別条項付き36協定を締結する場合、年720時間以内で、時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満、2ヶ月平均80時間以内、また原則の月45時間を超えることができる。

働き方改革関連法に基づき、時間外労働の罰則付き上限規制・一般則が4月1日以降、中小企業に適用される。

は年6か月まで。

トラック運送業の中小企業の場合、自動車運転業務に従事する運転者以外の従業員に対し、この一般則が適用される。

一方、運転者に対する上限規制は、特別条項付き36協定を締結する場合、年960時間以内で、令和6年度から適用される。ただし、時間労働と休日労働の合計が月100時間未満、2ヶ月平均80時間以内などの規制は適用されない。

糸のふんわりとした1世紀の天然痘、19〜20世紀のコレラ、20世紀初頭のスペイン風邪などが世界を揺るがした大きな感染症であった。そして、今回は新型コロナウイルスによる世界規模の感染症である◆歴史を手繰れば、国内だけの大流行の感染症はいくつかあるが、世界的な交流がない時代と違い、自国だけの防御では済まない難しさに遭遇している。こうした「グローバル化」は御免被りたい。